国土調査による地図及び簿冊の作成公告

北秋田市公告第６０６号

秋田県北秋田市鷹巣地域内一部の土地について、国土調査法による地籍調査を行い地図及び簿冊を作成したので、同法第１７条第１項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊は、下記のとおり一般の閲覧に供する。

記

１．地図及び簿冊の名称

綴子、鷹巣の各一部及び材木町

以上　３字の地図及び簿冊

２．閲覧期間

令和８年１１月４日　から　令和８年１１月２４日まで　２０日間

３．閲覧場所

北秋田市民ふれあいプラザ　コムコム　１階 チャレンジブース

４．閲覧の結果、誤り等があると認められる場合は、上記の閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し訂正の申し出をすることができる。

５．誤り等訂正の申し出は、書面によることとなっているので、各自印章を持参すること。

６．誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。

７．閲覧は、期間中９時から１７時までの間とする。

令和８年１０月２８日

秋田県北秋田市長　　津　谷　永　光